

第12回多可町子ども・子育て会議

平成28年11月1日（火）

午後3時～

多可町教育委員会 会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 報告事項

- (1) 多可町子ども・子育て支援事業計画について

4. 協議事項

- (1) 平成29年度幼稚園・保育所等の利用者負担額（案）について

- (2) 森のようちえん等認可外保育施設入園児童の取扱いについて

- (3) 公私連携によるキッズランドの運営について

- ・公私連携によるキッズランド運営実施計画（案）

- ・方向性について採決

平成29年3月に方針決定（3月定例会に上程、議決）

平成29年度 保護者説明会の開催、運営事業者の公募・決定

平成30年度 保護者説明会の開催、三者懇談会の設置、

合同保育（法人からの保育教諭の派遣）、保育教諭の採用準備

平成31年度 民営化実施、引継ぎ保育の実施

5. その他

6. 閉 会

平成28年度 多可町子ども・子育て会議 名簿(案)

任期H27.4.1～H29.3.31

(順不同・敬称略)

区分	選出区分	委員氏名	所 属 等	備考
1号	識見を有する者	鈴木 正 敏	兵庫教育大学	会長
		木俣 美代子	前キッズランドかみ所長	副会長
2号	保護者代表	竹内 真美子	あさかこども園保護者	
		大西 久美子	四恩こども園保護者	
		藤原 彩 美	キッズランドかみ保護者	
		橋本 尚 子	キッズランドやちよ保護者	
3号	学校園代表	小林 敏	中町南小学校長	
		高橋 邦 栄	みどりこども園長	
		清水谷 善道	あさかこども園長	
		岡 原 静	四恩こども園長	
		上野 仁 久	ちびっこランドらくえん施設長	
		多方 由紀美	キッズランドかみ所長	
		萬 浪 久 恵	キッズランドやちよ所長	
4号	地域・関係機関代表	横山 裕 行	区長会	
		笹 倉 隆	民生委員児童委員協議会	
		岡本 美 紀	子育てふれあいセンター	

委員16名

事務局

多可町教育委員会	岸原 章	教育長	
	今中 孝介	こども未来課長	
	市位 孝好	こども未来課副課長	

多可町 子ども・子育て 支援事業計画

概要版



平成27年3月
多可町

計画の概要

計画策定の趣旨

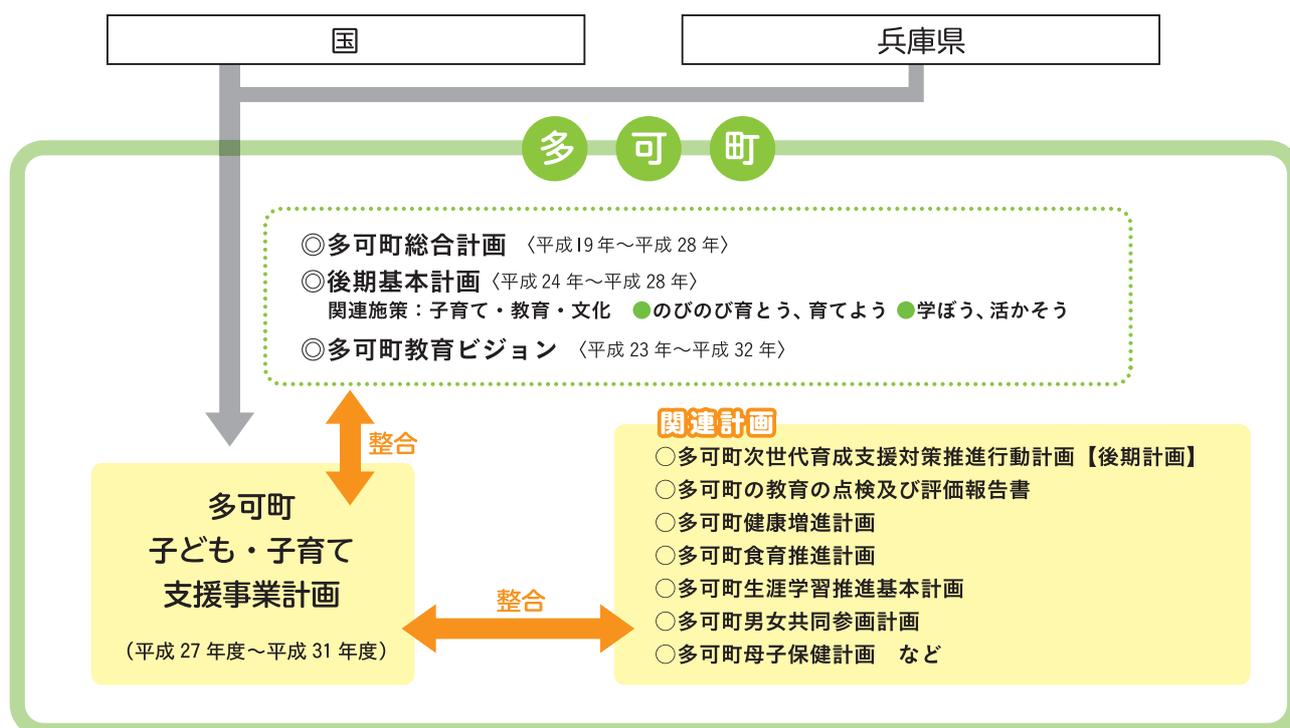
国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を総合的に推進していくことが目指されています。

多可町においても、子ども人口が減少を続けるなかで、子どもたちにとってふさわしい幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していくため、「多可町次世代育成支援対策推進行動計画」をふまえながら、「多可町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定められるものです。

本計画の策定にあたっては、「第1次多可町総合計画後期基本計画」や「多可町教育ビジョン」、関連の分野別計画との整合、連携を図ります。また、「多可町母子保健計画」を包含する計画とします。



計画の基本的な考え方

● 基本理念

明日の多可町を担うこころ豊かな人づくり

まちづくりの基礎は、人づくりにあります。これからの時代を担う子どもたちに、確かな学力、人を思いやる豊かな心、健やかな体など、知育・徳育・体育のバランスがとれた「生きる力」を培う教育を一層充実させていきます。

また、豊かな自然、温かい人情、良き伝統と文化を持った「ふるさと多可町」を愛し、誇りに思う気持ちを育てていきます。そして「多可町で学んで良かった」「多可町に住んで良かった」と実感する子どもの育成を目指して取り組んでいきます。

（めざす子ども像）

豊かな心を持ち、
多可町の自然にふれ、ひとり、
主体的に遊ぶ子ども



幼児期は、情緒的な発達や知的な発達、社会性を涵養するなど人間としてよりよく生きるための基礎を培う大切な時期です。家庭や地域と幼稚園・保育所とが一層連携を密にして教育・保育を進めていきます。

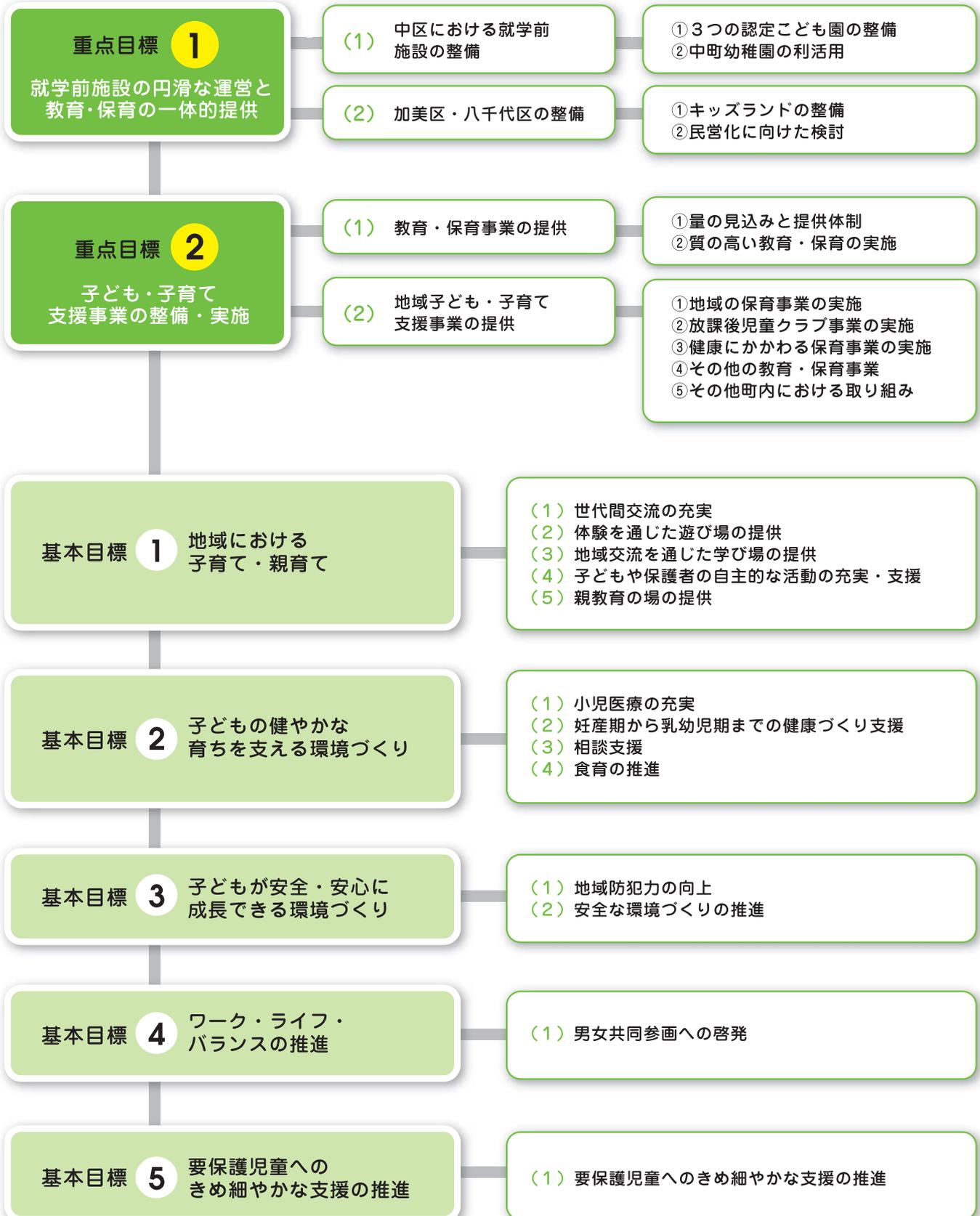
多可町の豊かな自然を生かしながら、自然にふれ、ひとり、その中で主体的に遊ぶ子どもを育成していきます。

集団生活を通して、友だちを思いやる心や友だちと協力すること、話を集中して聞けること、自分の思いが言葉で表現できることなどの社会性が身につくよう取り組みます。

家庭と協力し、「あいさつ」「早寝、早起き、朝ごはん」などの基本的な生活習慣が身につくよう取り組みます。

施策体系

2つの重点目標と5つの基本目標ごとに基本施策と施策の展開を整理します。



施策の展開

重点目標 ①

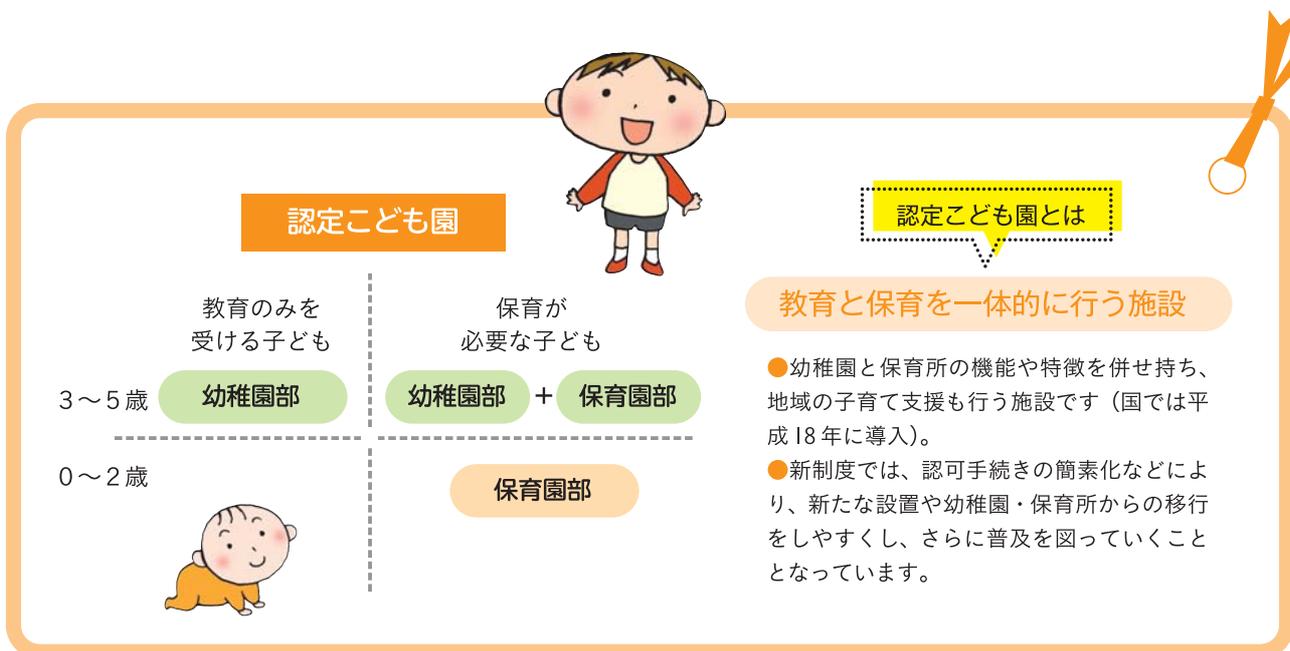
● 就学前施設の円滑な運営と教育・保育の一体的提供

平成 27 年度から国の子ども・子育て支援新制度がスタートすると同時に、多可町においても就学前教育・保育の提供体制が変わります。

● 中区における3つの認定こども園の整備

これまで中区には、主に0～4歳児が通う保育所が3園と、保護者の就労状況に関係なく多くの5歳児が通う公立の中町幼稚園がありました。幼稚園は、各保育所等で4歳まで過ごしてきた子どもたちが集まり、小学校へスムーズに移行するためにも大切な場として認識されてきましたが、中区内に3つの幼保連携型認定こども園ができること、町内の子ども人口が将来的に減少をしていくことなどをふまえ、中町幼稚園は閉園することになりました。

中区内の私立保育所3園は、平成27年度からそれぞれ幼保連携型の認定こども園となり、それぞれ0～5歳児が通う保育園部に加えて、3～5歳児の幼稚園部を開設します。幼児教育の質を確保し、保護者の期待に応えるためにも、これまで中町幼稚園で培われてきた教育を受け継ぎ、職員研修等の充実に努めます。今後は教育委員会をはじめ町内の小学校や、加美区・八千代区のキッズランドとの連携を図ります。すでに幼保一体化施設となっている「キッズランドかみ」と「キッズランドやちよ」についても、今後認定こども園への移行について検討をしていきます。



子ども・子育て支援事業の整備・実施

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、さまざまなサービスを提供する区域を定め、その区域ごとに、5年間の利用ニーズ（＝「量の見込み」）、町として提供する「確保の内容」、またその「実施時期」を定めることとされています。多可町では、区域を分けずに町全体で、以下の「子ども・子育て支援給付」の対象となっている教育・保育事業、「地域子ども・子育て支援事業」の対象となっている10の事業に関して量の見込みを定めました。

（ 子ども・子育て支援給付 ）

認定区分	単位	見込み				
	年間	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
1号認定（3歳～5歳、教育希望）	人	70	66	61	61	61
2号認定（3歳～5歳、保育必要・保育希望）	人	369	348	322	322	322
3号認定（0歳～2歳、保育必要、保育希望）	人	163	165	159	155	149

（ 地域子ども・子育て支援事業 ）

事業名	単位	見込み				
	年間	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
1. 延長保育事業（0歳～5歳）	人	204	198	187	185	182
2. 子育て短期支援事業（0歳～中学生）	人日	0	0	0	0	0
3. 地域子育て支援拠点事業（0歳～5歳）	人日	7,654	7,541	7,450	7,231	7,210
4. 一時預かり事業（幼稚園での一時預かり） （保育園での一時預かり）	人日	35	35	33	33	33
		154	154	150	148	148
5. 病児・病後児保育事業	人日	12	12	12	12	12
6. 利用者支援事業	ヶ所	6	6	6	6	6
7. 放課後児童健全育成事業	低学年	248	239	238	230	217
	高学年	50	48	48	46	43
8. 乳児家庭全戸訪問事業	人	122	119	115	112	108
9. 養育支援訪問事業	人	25	25	24	24	23
10. 妊婦健診事業	人	202	197	190	185	178

基本目標 1

● 地域における子育て・親育て

全国的に少子化が進み、核家族化も進行し、住民同士のつながりや付き合いが希薄化していることが問題視されるなかで、子育て支援に重要となるのは地域の力です。

本町においても、「子育てについての第一義的な責任を有するのは保護者である」という基本的な認識をもちつつも、子育てを保護者のみの役割とせず、地域全体で子どもや子育て家庭を支えるという視点から、施策を推進します。

子育て世代ではなくても、子どもや子育てに関わる意識をもつことができるよう、世代間の交流を推進するなど、地域全体で子育てを応援する環境づくりに努めます。

基本目標 2

● 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり



本町における子どもと母親の健康づくりのための乳幼児健診や育児教室等、母子保健事業への参加率は高い水準で推移しています。健診の啓発、周知を図りながら、個別訪問や健診後のフォローアップなども実施し、乳幼児の発育・健康状態の適切な把握や指導を進めます。子どもの心身の健全な成長の基本となる「食」についても、町として正しい情報や知識を提供し、地産地消について考える機会を設けるなど、子どもと保護者への「食育」を推進します。

子どもと母親の健康づくりのために、国が示す「健やか親子 21」を踏まえ、妊娠期から継続した育児支援を展開し健康診査や相談事業を充実します。

基本目標 3

● 子どもが安全・安心に成長できる環境づくり



子どもが元気に遊び、学び、育っていくためには、地域が安全で、子どもも保護者も安心できる場所であることが大切です。安全教育や見守り・安全巡回パトロール員による学校園施設内や周辺及び通学路公園等のパトロールを実施し、地域ぐるみの防犯体制を整備します。また、町や学校としての指導・教育を見直し、一層の徹底を図り、さらには子どもが元気よく遊べるよう、公園の整備や道路の整備を進めていくことが大切です。

ワーク・ライフ・バランスの推進

多くの子育て家庭が直面するのが、仕事と家庭の両立です。育児休業の取得も進んできているものの、男性の取得は未だ難しい現状があります。就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」が必要です。そのため、育児・介護休業法等の周知、事業主、地域住民への広報・啓発を実施します。

要保護児童等へのきめ細やかな支援の推進

要保護児童等の早期発見と適切な保護、障がいのある子どもなど支援を必要としている子どもや家庭への対応も重要です。本町では、児童・生徒のライフステージに応じた継続的な支援を行うために導入している「サポートファイル」の取り組みの充実を図ります。子どもの権利が尊重される社会環境づくりのため、関係団体が連携を図り、きめ細やかな支援に努めます。

多可町子ども・子育て支援施設一覧

	名 称	対 象	所 在 地	連絡先
教育・ 保育 施設	みどりこども園	未就学児	中区牧野 52	0795-32-3927
	あさかこども園		中区安坂 495	0795-32-0026
	四恩こども園		中区曾我井 896-7	0795-32-2915
	キッズランドかみ		加美区的場 82-1	0795-30-7770
	キッズランドやちよ		八千代区仕出原 353	0795-37-0001
	ちびっこランドらくえん		八千代区俵田 111-22	0795-37-0174
子育て 関連施設	子育てふれあいセンター	未就園児	キッズランドやちよ	0795-37-2525
	中児童館	小中学生等	中区高岸 425-6	0795-32-4328
	みなみ児童館		加美区的場 68-1	0795-35-1420
放課後 児童 クラブ	中南にこにこクラブ	小学生	中町南小学校	0795-32-4568
	中北にこにこクラブ		中町北小学校	0795-32-4566
	松井っ子クラブ		みなみ児童館	0795-35-1420
	杉っ子クラブ		杉っ子会館	0795-36-1420
	八千代わんぱくクラブ		八千代わんぱく会館	0795-37-1850

多可町子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

平成29年度幼稚園保育料等

(案) 4、5歳児無料、1/3廃止

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
1	生活保護法による被保護世帯	0
2	町民税非課税世帯及び町民税均等割のみの世帯	0
3	町民税所得割のある世帯	3歳児 6,000円 4歳児 0 5歳児 0

※3歳から小学校3年(8歳)の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については無料とします。

※その他にかかる料金

給食費 3,000円 (月額)

教材費 1,000円 (月額)

平成29年度保育所保育料徴収金基準額表

(案)

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額) (円)											
階層区分	定義	3歳児未満		3歳児		4歳児		5歳児					
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間				
1	生活保護法による被保護世帯 (単世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0				
2	町民税 非課税世帯	8,100	7,100	5,400	4,400	5,000	4,000	5,000	4,000				
3	所得割課税額 48,600円未満	17,500	16,500	14,800	13,800								
4	所得割課税額 48,600円以上 73,000円未満	25,000	24,000	22,300	21,300								
5	所得割課税額 73,000円以上 97,000円未満	27,000	26,000	24,300	23,300								
6	所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満	38,000	37,000	34,500	33,500								
7	所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満	40,000	39,000										
8	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	52,900	51,900										
9	所得割課税額 301,000円以上	72,000	71,000										

※児童の属する世帯が次の階層に認定された場合は、次表の徴収基準額とします。

- (1)「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子で、現に児童を扶養している及びこれに準じる父子世帯
- (2)「在宅障害児(者)のいる世帯」
- ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者

階層	階層区分	3歳児未満		3歳児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第2	町民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	所得割課税額 48,600円未満	8,300	7,800	6,900	6,400

※小学校就学前（0～5歳）の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については無料とします。

~~※満18歳未満の子どもが3人以上いる場合、3人目以降の子どもの保育料は、3分の1になります。~~

平成28年度幼稚園保育料等

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）
階層区分	定義	
1	生活保護法による被保護世帯	0
2	町民税非課税世帯及び町民税均等割のみの世帯	0
3	町民税所得割のある世帯	3歳児 6,000円 4歳児 4,000円 5歳児 4,000円

※3歳から小学校3年（8歳）の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については無料とします。

※その他にかかる料金
給食費 3,000円（月額）
教材費 1,000円（月額）

平成28年度保育所保育料徴収金基準額表

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）（円）							
階層区分	定義	3歳児未満		3歳児		4歳児		5歳児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護法による被保護世帯 (単世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0
2	町民税 非課税世帯	8,100	7,100	5,400	4,400	5,400	4,400	5,400	4,400
3	所得割課税額 48,600円未満	17,500	16,500	14,800	13,800	14,800	13,800	14,800	13,800
4	所得割課税額 48,600円以上 73,000円未満	25,000	24,000	22,300	21,300	22,300	21,300	16,500	15,500
5	所得割課税額 73,000円以上 97,000円未満	27,000	26,000	24,300	23,300	24,300	23,300		
6	所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満	38,000	37,000	34,500	33,500	28,200	27,200		
7	所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満	40,000	39,000						
8	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	52,900	51,900						
9	所得割課税額 301,000円以上	72,000	71,000						

※児童の属する世帯が次の階層に認定された場合は、次表の徴収基準額とします。

- (1)「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子で、現に児童を扶養している及びこれに準じる父子世帯
- (2)「在宅障害児(者)のいる世帯」
- ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者

階層	階層区分	3歳児未満		3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第2	町民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	所得割課税額 48,600円未満	8,300	7,800	6,900	6,400

※小学校就学前（0～5歳）の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については無料とします。

※満18歳未満の子どもが3人以上いる場合、3人目以降の子どもの保育料は、3分の1になります。

H28.4以降の時間外利用の利用料について

保育時間		開所時間(7:30~19:00)11時間30分												
		7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
		7:30	8:30					13:30				16:30	17:30	18:30
1号	幼稚園	100円	教育時間(幼稚園) 8:30~13:30					平日1時間当たり100円、日額の上限500円 教育が行われない日は、5時間以内500円、5時間超は上限1,000円						
2号・3号	保育園	短時間認定 加美、八千代	100円	コアタイム(短時間認定) 8:30~16:30 ※加美区、八千代区						100円	100円	250円		
			100円	コアタイム(短時間認定) 8:00~16:00 ※中区					100円	100円	250円			
		標準時間認定										250円		
保育時間(標準時間認定) 7:30~18:30												250円		

公私連携によるキッズランド運営実施計画 (案)

平成29年3月

多 可 町

目 次

1 はじめに

2 基本的な考え方

- (1) 民営化の手法
- (2) 民営化後の事業主体
- (3) 民営化移行準備期間の設定
- (4) 民営化の発表と保護者説明会
- (5) 事業者の選定方法
- (6) 三者懇談会の設置
- (7) 合同保育と引継ぎ保育
- (8) 民営化移行準備期間における町の役割
- (9) 財産
- (10) 民営化後の施設運営に関する条件
- (11) 民営化後の町の責任と支援体制

1 はじめに

本町は平成17年11月1日に3町が合併し、11年が経過したところです。町は合併当初から「より質の高い教育・保育を目指す」「3区の保育環境を同じにする」というコンセプトのもと、第一段階として平成23年に加美区の幼保4施設を統合し、幼保一体施設「キッズランドかみ」を建設しました。その後、第二段階として平成27年に中区の公立中町幼稚園を閉園し、民間3保育所の認定こども園化（幼保連携型）を実施しました。これで、0～5歳児の保育園と3～5歳児の幼稚園を併設した幼保一体施設で就学前子どもの教育・保育を行うという点では、3区の保育環境が整いました。

残るは第三段階として、両キッズランドを認定こども園化し、民間に運営をお願いすることに取り組みます。単なる民営化ではなく、公私が連携して協力体制を取りながら運営していく「**公私連携幼保連携型認定こども園**」方式です。

「民でできることは、民で」の考え方のもと、国県の支援を有効に受けることを視野に入れながら、民間の力を活用した質の高い教育・保育事業の展開を目指し、民営化を具体的に進めていきます。民営化の円滑な実施には、十分な資質を有する事業者の参入を促すとともに、幼保一体施設や教育・保育内容に係る基本的な条件の順守を義務づける等、園児の園生活の安定的な継続を図り、事業主体が変わることに対する保護者等の不安の解消に努めることが重要です。

そのため、民営化の基本的な考え方や、民営化後の施設運営に関する条件等を定めた「**公私連携によるキッズランド運営実施計画**」を策定いたしました。本計画は、学識経験者、各園の保護者代表等の委員からなる「多可町子ども・子育て会議」で出された意見を踏まえ、慎重に検討を重ね、とりまとめたものです。

今後、本計画に沿って事業者と協働し、保護者等のご協力をいただきながら、民営化を慎重かつ円滑に進めます。そして、民間活力の効果的な導入のもと、多様化する保育ニーズに柔軟かつ積極的に対応でき、最小のコストで最大の効果が得られる、持続可能で住民満足度の高い子ども・子育て支援施策の推進を目指していきます。

2 基本的な考え方

(1) 民営化の手法

公立キッズランドを民営化する手法としては、設置主体および運営主体を共に移管先に移行する「民設民営方式」と、運営主体のみを移行し指定管理者制度などを活用する「公設民営方式」が考えられます。

本町においては、民間事業者による柔軟な運営、自主性、経営の継続性、安定性、本町の財政面や人的効果などを考慮し、民設民営方式でありつつも町の関与を明確にしつつ、官と民が連携・協力しながら運営する新しい形態「**公私連携幼保連携型認定こども園**」方式とします。

(2) 民営化後の事業主体

保育所の運営は、平成12年(2000年)に規制緩和され、さまざまな事業者の参画が可能となっています。そうしたなか、民営化後の事業主体は、保育所もしくは認定こども園などの運営に実績があり、保育内容の継続・向上ができ、保育内容の安定性を確保できる民間事業者が好ましいと考えます。

(3) 民営化移行準備期間の設定

民営化の決定・発表から民営化実施までの期間に、保護者の理解を深めながら引き継ぎ体制を整備するための民営化移行準備を行います。また、民営化移行準備には、次のとおり期間を設けます。

ア 民営化の発表から民営化実施までの期間に、民営化移行準備として、保護者説明会、事業者選定、町・保護者代表・事業者による三者懇談会、合同保育を行います。

イ 民営化の発表から民営化実施までの期間は、2年を設けます。

ウ 事業者決定から民営化実施までの期間は、1年を設けます。

(4) 民営化の発表と保護者説明会

民営化の発表後、速やかに園の保護者に対し説明会を実施します。

(5) 事業者の選定方法

事業主体となる民間事業者の選定については、公募によるものとし、園の保護者代表を含めた選定委員会を設置し、事業者を選定します。

ア 事業者募集

(ア) 事業者募集は、公募とし、企画提案型(プロポーザル)により選定します。

(イ) プレゼンテーションとヒヤリングは、公開で行うことを検討します。

(ウ) 公募情報は、町ホームページなどで広く周知します。

(エ) 公募要領は別途定めることとします。

イ 事業者選定

(7) 選定にあたり、学識経験者、園の保護者代表などを含めた選定委員会を設置します。

(4) 事業の目的・理念、運営の透明性、社会的信望、社会福祉事業に関する知識・経験、資金計画・経理状況等、事業主体としての継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、施設運営に関する条件を満たし、保育・教育内容を継続・向上できるかどうかを審査します。

ウ 事業者の決定・公表

事業者の決定については、当該園の保護者だけでなく、広く住民に公表します。民営化実施までに1年を設け、民営化実施の前年度のできるだけ早い時期に周知します。

エ 協定の締結

(7) 町と事業者で協定の締結を行います。

(4) 協定の内容は、民営化移行準備期間に行うべきことや、町と事業者の役割の確認等とします。

(6) 三者懇談会の設置

町、園の保護者代表、事業者による三者懇談会を設置し、民営化に伴う様々な調整事項につき、三者の合意形成を図ります。

(7) 合同保育と引継ぎ保育

民営化に伴い、園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行うとともに、現行の年間行事等を含めた保育内容の継続のために、民営化前に合同保育を実施し、また民営化後に引継ぎ保育を行います。

ア 合同保育

(7) 合同保育では、民営化の1年前から、段階的に事業者の保育士等が当該園に入り保育等を行います。

(4) 合同保育期間中に事業者側に係る費用については、町は助成による支援を検討します。

イ 引継ぎ保育

(7) 引継ぎ保育では、民営化後に、キッズランドに勤務していた所長、保育士等が、原則として2年間、町からの派遣で在籍し事業者からの相談等に応じ、保育の引継ぎを行います。

(4) 引継ぎ保育では、協定等に従い適切な保育が行われているかを確認します。

(7) 運営面において、町は責任を持ってあたっていきます。

(8) 民営化移行準備期間における町の役割

町は民営化移行準備期間において、協定等に従い移行準備が適正に実施され

ているか進行管理を行い、必要に応じて事業者に対し、研修等必要な支援を行います。

(9) 財産

土地は有償賃貸、建物・備品等は無償譲渡を基本としながらも、民営化後の安定的な運営を継続させるために、減額、無償、助成等必要な対応を検討します。

(10) 民営化後の施設運営に関する条件

民営化に伴う保育環境の変化を最小限にするとともに、保育所・幼稚園としての役割を果たすことができるように、以下の条件を公募要項や協定書に定めるものとします。

ア 関係法令等の遵守

イ 開所時間と開所日

(ア) 開所時間は、午前7時30分から午後7時までの11時間30分とすること。

(イ) 保育所の開所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く月曜日から土曜日とすること。

(ウ) 幼稚園開所日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び春季休業日（3月25日から4月6日まで）、夏季休業日（8月5日から8月18日まで）、冬季休業日（12月28日から翌年1月4日まで）を除く月曜日から金曜日とすること。

ウ 定員及び受入年齢

(ア) 認可定員、利用定員を設定する際には、町と事前に協議すること。

(イ) 0歳児から5歳児までを受け入れること。

エ 職員配置

(ア) 保育教諭の人数については、規定の配置基準とすること。

(イ) 保育教諭の経験年数に配慮すること。

オ 特別保育事業

(ア) 延長保育、一時預かりの実施に関しては町と協議を行うこと。

(イ) 特別な支援を要する児童の保育を実施すること。

カ 地域支援事業

園庭開放や育児相談等の地域子育て支援事業を行うこと。

キ 給食

(ア) 給食は、自園調理方式を採用すること。

(イ) 食物アレルギーへの対応を行い、その他個別事情に配慮すること。

ク 健康診断

関係法令等の定めや入所児童の状況により、適切に実施すること。

ケ 費用の徴収

費用の徴収については、民営化前に徴収していた費用以外の負担を保護者に求める場合には、三者懇談会にて協議すること。ただし、保護者の要望に応じた保育サービスの対価として必要な場合はこの限りではない。

コ 職員研修

職員の資質や専門性の向上のため、職員研修計画を作成するなどし、積極的に研修等に参加させること。

サ 損害賠償保険及び災害共済給付制度への加入

園児の不慮の事故に備え、損害賠償保険及び災害共済給付制度に加入すること。

シ 保護者との懇談、苦情解決等

(ア) 保護者との懇談会を定期的で開催し、保護者の意向の把握に努めるとともに、要望等に誠意を持って対応すること。

(イ) 教育委員会指定の保護者アンケート調査を年に1回以上実施すること。

(ウ) 苦情解決の仕組み（「苦情解決責任者」「受付担当者」）を整備すること。

ス 嘱託職員、臨時雇用員の継続雇用について

民営化前に当該園に雇用されていた嘱託職員、臨時雇用員が民営化後も就労を希望する場合は、当該園での引き続きの雇用を積極的に図ること。その際、現状の賃金以上を確保するとともに、年齢、経験年数を考慮すること。

(11) 民営化後の町の責任と支援体制

民営化後も、町、園の保護者代表、事業者との三者懇談会を継続します。保護者と事業者の間で問題が生じた場合は、町が調整役を果たします。また、民営化後の保育内容の確認を行い、公表します。

ア 民営化後の三者懇談会の継続

(ア) 民営化後も引き続き、町、保護者代表、事業者の三者懇談会を継続します。

(イ) 保護者と事業者間で、園の運営に関する問題が生じた場合は、三者懇談会で解決を図ります。

(ウ) 三者懇談会の設置期間は原則として民営化移管の5年後までとしますが、以後の必要性は三者懇談会で協議することとします。

イ 民営化園の評価

(ア) 町は民営化後1年以内に保護者アンケートを実施し、事業者の保育状況等を確認し公表します。

(イ) 事業者は、民営化後3年以内の福祉サービス第三者評価事業の受審を義務付け、第三者の視点により評価を実施し公表します。